

請願第15号

令和4年6月6日受理  
(総務企画常任委員会)

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書」  
提出を求める請願

請願者 千葉県柏市根戸406-4  
柏民主商工会  
会長 延吉悦子

紹介議員 岩井 康  
坂巻 宗男  
早川 真  
内田 美恵子  
佐々木 豊治  
野村 貞夫

件名 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書」  
提出を求める請願

要旨

国に対し「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書」を提出してください。

理由

新型コロナ危機や急激な物価高騰により景気回復が見通せない中で、2023年10月からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施に向けた準備が進められています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものであり、新規開業者やフリーランスの可能性を狭めかねません。

また、ロシアのウクライナ侵略によるサプライチェーンの混乱、急激な円安などにより、さまざまな原材料や仕入値の高騰、品薄などが生じ、すでに多くの業種から深刻な実態が報告されています。地域経済が疫病する中で、中小企業・自営業者の経営危機は深まっており、インボイスに対応できる状況ではありません。

新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、貴議会において、国に対し「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書」を提出していただくようお願い致します。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願いたします。

我孫子市議会議長 様

令和4年6月6日受理  
(環境都市常任委員会)

アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書

請願者 千葉県柏市常盤台4-12  
千葉県建一般労働組合 とうかつ支部  
執行委員長 月居一人

紹介議員 野村貞夫  
飯塚誠  
早川真  
内田美恵子

件名 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書

要旨

アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正（１、建設アスベスト給付金法への建材メーカーによる基金拠出 ２、給付金対象を屋外工にも適用し違法期間を拡大すること ３、２０年の除斥期間を長期に改正すること）を求める国への意見書を求めるものです。

理由

建設業従事者のアスベスト被害に対して、２０２１（令和３）年５月１７日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業１０社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、２０２２年１月には給付金申請が開始されました。しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業１０社をはじめとしたアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の全面的な救済に結びついていません。現に、成立した建設アスベスト給付金法の附則第２条には、「国以外の者による・・・損害賠償その他・・・補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされています。こうした評価は、被害者側の勝手な思いではなく、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。しかも、被告の建材企業らは、継続する裁判においていまだに原告側と争う態度を改めていません。同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていません。以上から、建設アスベスト被害者の全面救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要であり、貴議会に国への意見書の提出を求めるものです。

地方自治法第１２４条の規定により、上記のとおりお願いいたします。

我孫子市議会議長 様